

■熊本市「土木工事における週休2日工事」実施要領の改定について

1. 目的

- 昨今、建設業界においては担い手不足が懸念され、若手の技術者や技能労働者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっている。
- そのため、建設業の就労環境の改善を図り、計画的に週休2日工事を推進することを目的として「週休2日工事」を実施するものである。

2. 適用時期：令和8年（2026年）2月27日の契約依頼分から対象とする。

3. 改定概要

（1）．工事費の積算

- 土木工事：月単位の「4週8休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて発注する。
月単位の4週8休に満たない場合⇒月単位の補正係数を除した変更（減額）
週単位（完全週休2日）の4週8休を達成している場合⇒週単位（完全週休2日）の補正係数に変更（増額）
ただし、実施要領「第6条（1）受注者による意思表示の段階で週単位（完全週休2日）を協議し、認められた場合」のみが対象
- 港湾工事：通期の「4週8休以上」の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じて発注する。

4. 工事成績評定：加点の考え方の改定及び減点項目の追加

- 働き方改革（考査項目別運用表 別紙-1⑧ 5. 創意工夫 I. 創意工夫）
 - ・評価する週休2日を、完全週休2日（現場閉所（もしくは交替制））と定義する。
 - ※月単位及び通期の週休2日は評価しない。
- 週休2日の確保（考査項目別運用表 別紙-1② 2. 施工状況 II. 工程管理）
 - ・評価する週休2日を、現場閉所（もしくは交替制）による完全週休2日（もしくは月単位）での4週8休と定義する。
 - ※通期の週休2日は評価しない。
- 週休2日の確保（考査項目別運用表 別紙-2① 2. 施工状況 II. 工程管理）
 - ・評価する週休2日を、現場閉所（もしくは交替制）による完全週休2日（もしくは月単位）での4週8休と定義する。
 - ※通期の週休2日は評価しない。
- 通期の週休2日を達成しない場合の取扱い
 - ・明らかに受注者側に週休2日に取り組む姿勢がみられなかった場合は減点する。
 - ※考査項目別運用表 別紙-2③「7. 法令遵守等」「8. その他」の項目において2点減点。